

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・指定公金事務取扱者の指定（2件）
- ・道路の区域変更
- ・車両制限令に基づく道路の指定（4件）
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

漁 業 振 興 課
農 政 課
道 路 維 持 課
//
警察本部会計課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（7件）
- ・土地改良区の役員の就退任（3件）
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・県営土地改良事業計画変更の決定
- ・測量の実施
- ・特定開発行為に関する工事完了
- ・一般競争入札の実施

経 営 支 援 課
漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
//
//
建 設 企 画 課
砂 防 課
警察本部会計課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
- ・令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙（西海市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨

選挙管理委員会書記室
//

◎ 人事委員会公告

- ・長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施
- ・長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施
- ・警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施
- ・長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施

人事委員会事務局
//
//
//

告 示

長崎県告示第343号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市深堀加入区

長崎県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された、肉用牛、乳用牛の販売に係る収入金の収納業務

2 受託者の所在地及び氏名

所在地 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2

氏 名 J A全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 中村 宏

3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された、乳用子牛（2ヶ月未満）、交雑子牛（2ヶ月未満）の販売に係る収入金の収納業務

2 受託者の所在地及び氏名

所在地 熊本県熊本市東区桜木6丁目3番54号

氏 名 熊本県畜産農業協同組合 代表理事組合長 和田 次則

3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市出の川町甲1595番1地先から 島原市出の川町甲1597番地先まで	前	5.1~10.3	66.8	
	後	7.8~10.3	66.8	

長崎県告示第347号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 206号	長崎市西海町字樋出1714番6地先から 西海市西彼町小迎郷字瀬戸2514番2地先まで

2. 指定する期日 令和7年7月1日

長崎県告示第348号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般県道 黒瀬馬込港線	西海市大島町字楠地1605番2地先から 西海市大島町字馬込1798番32地先まで

2. 指定する期日 令和7年7月1日

長崎県告示第349号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 崎戸大島線	西海市崎戸町蠣浦郷字福浦1250番6地先から 西海市崎戸町蠣浦郷字外畝田456番4地先まで

2. 指定する期日 令和7年7月1日

長崎県告示第350号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 西彼太田和港線	西海市西海町川内郷字濱1106番1地先から 西海市西海町太田和郷字古子364番2地先まで

2. 指定する期日 令和7年7月1日

長崎県告示第351号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

仮想化基盤機器の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年7月25日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定め

られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

させば五番街

長崎県佐世保市新港町2番7 ほか

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県諫早市多良見町木床1013番地30

中村 和廣

長崎県諫早市多良見町佐瀬782番地

今田 繁弘

(2) 加入区

多良見町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18

大村湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷338番地50

廣田 洋一

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1290番地10

太田 啓寛

(2) 加入区

川棚加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18

大村湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県大村市久原1丁目214番地2

末嶋 利行

長崎県大村市久原1丁目152番地

瀬崎 敏満

(2) 加入区

大村湾東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県大村市久原1丁目182番地2

大村湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県諫早市小長井町小川原浦452番地

野田 秀男

長崎県諫早市小長井町小川原浦893番地16

平田 勝仁

(2) 加入区

小長井町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
諫早湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県諫早市小長井町小川原浦499番地
諫早湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県五島市富江町職人122番地
山本 友吉
長崎県五島市富江町狩立565番地2
中野 敬三
- (2) 加入区
富江加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県五島市福江町1190番地9
五島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市上対馬町琴723番地
米田 善博
長崎県対馬市上対馬町五根緒313番地
篠田 格衛門
- (2) 加入区
上対馬町琴加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上対馬南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上対馬町琴1247番地

上対馬南漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中央土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
濱 崎 保 久	平戸市根獅子町1708	濱 崎 保 久	平戸市根獅子町1708
山 田 能 新	平戸市大石脇町930－1	山 田 能 新	平戸市大石脇町930－1
松 尾 実	平戸市迎紐差町150－3	松 尾 実	平戸市迎紐差町150－3
吉 田 正 則	平戸市朶の原町189－2	栗 林 繁	平戸市朶の原町87
浦 義 治	平戸市深川町1012－1	前 川 徹 雄	平戸市朶の原町54－2
塚 本 義 昭	平戸市深川町209	塚 本 義 昭	平戸市深川町209
藤 澤 浩 行	平戸市深川町487	藤 澤 茂 則	平戸市深川町480－3
濱 辺 作 義	平戸市獅子町689	吉 村 三 作	平戸市獅子町954－イ
松 口 謙 治	平戸市獅子町692	辻 元 栄 一	平戸市獅子町548
福 田 孝 幸	平戸市朶の原町320－1	福 田 孝 幸	平戸市朶の原町320－1
平 田 一 典	平戸市紐差町1215－1	村 瀬 惣 治	平戸市紐差町281－1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
川 村 英 作	平戸市紐差町1269－4	山 浦 豊 孝	平戸市深川町815－イ
藤 澤 直 之	平戸市深川町850－1	川 村 英 作	平戸市紐差町1269－4
山 田 豊 彦	平戸市大石脇町1855－2	松 山 稲 敏	平戸市根獅子町428－1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	

氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 本 修	佐世保市塩浸町313	鴨 川 雅 介	佐世保市新行江町815
廣 川 義 之	佐世保市三川内町61	廣 川 義 之	佐世保市三川内町61
中 山 実	佐世保市塩浸町400	中 山 実	佐世保市塩浸町400
本 田 敏 雄	佐世保市桑木場町445	福 本 隆 雄	佐世保市三川内本町207- 1
松 本 正 志	佐世保市新行江町11- 1	松 本 正 志	佐世保市新行江町11- 1
福 本 嘉 隆	佐世保市桑木場町221	松 本 修	佐世保市塩浸町313
下 村 敏 広	佐世保市新替町212- 1	鯨 伏 勝 好	佐世保市三河内本町1014
立 部 誠	佐世保市桑木場町2594- 1	下 村 敏 広	佐世保市新替町212- 1
福 田 達 男	佐世保市下ノ原町375	本 田 敏 雄	佐世保市桑木場町445
山 口 芳 雄	佐世保市塩浸町744- 3	福 本 嘉 隆	佐世保市桑木場町221
		立 部 誠	佐世保市桑木場町2594- 1
		福 田 達 男	佐世保市下ノ原町375
		中 里 久 雄	佐世保市三川内本町1666
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
迎 芳 人	佐世保市桑木場町389	廣 川 信 平	佐世保市三川内町23
米 村 照 男	佐世保市新替町164	迎 芳 人	佐世保市桑木場町389
中 里 政 義	佐世保市三川内町1887	米 村 照 男	佐世保市新替町164

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
梅 田 忠 直	諫早市長田町1748- 7	梅 田 忠 直	諫早市長田町1748- 7
緒 方 和 久	諫早市正久寺町548- 1	緒 方 和 久	諫早市正久寺町548- 1
小 川 哲 也	諫早市小船越町1-16	小 川 哲 也	諫早市小船越町1-16
中 村 昭 広	諫早市長田町153	中 村 昭 広	諫早市長田町153
中 村 則 之	諫早市長田町118	中 村 則 之	諫早市長田町118

松 田 正 幸	諫早市正久寺町369	松 田 正 幸	諫早市正久寺町369
丸 上 敏 澄	諫早市長田町152-1	丸 上 敏 澄	諫早市長田町152-1
菖 蒲 秀 夫	諫早市正久寺町863	菖 蒲 秀 夫	諫早市正久寺町863
谷 一 浩	諫早市正久寺町918	谷 一 浩	諫早市正久寺町918
寺 側 正 弘	諫早市正久寺町445-4	寺 側 正 弘	諫早市正久寺町445-4
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
西 口 晴 雄	諫早市長田町258-1	西 口 晴 雄	諫早市長田町258-1
野 口 鎮 生	諫早市正久寺町899	野 口 鎮 生	諫早市正久寺町899

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月9日総会議決）を認可した。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 正久寺長田土地改良区
認可年月日 令和7年6月20日

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、平戸2期地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）平戸2期地区
土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和7年7月1日から令和7年7月22日まで
- 縦覧場所
平 日：平戸市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：平戸市役所警備員室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、杵岐市長から公共測量（写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
当初 令和5年2月20日 長崎県指令4砂第138号 変更 令和7年3月24日 長崎県指令6砂第105号	（1工区） 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字定林749番22の一部、765番3、767番2、769番1、769番7、786番2の一部、787番1、788番1の一部、788番2の一部、791番2の一部、792番の一部、里道、水路	福岡県福岡市中央区天神一丁目13番2号 嬉里・丸田宅地開発特定目的会社 取締役 小林 健一郎

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

仮想化基盤機器 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部警務部情報管理課

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。

- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和7年7月25日（金）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和7年7月25日（金）までの間（県の休日を除く。）
（場所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県警察本部3階入札室
（期日）令和7年8月21日（木）13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
（受領期限）令和7年8月20日（水）17時00分必着
（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（その他）郵送による場合は書留郵便等により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Virtualization infrastructure equipment 1 set
- (2) lease period:
January 1, 2026 through December 31, 2030
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,
Police Administration Department, Information Systems Division
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. August 20, 2025

- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. August 21, 2025
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext. 2231

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,131,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	内田 隆 英	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	令和6年10月4日から 令和6年11月5日まで	第1回分	
出納責任者氏名	魚 谷 廣 二						
収 入				円	支 出		円
主たる寄附					人 件 費		0
(氏名・団体名)				(職業)	(寄附額)		
日本共産党長崎県南部地区委員会				702,666	選挙事務所費		122,000
日本共産党長崎県委員会				486,750	集合会場費等		0
その他の寄附				0	通 信 費		6,000
その他の収入				0	交 通 費		0
					印 刷 費		670,450
					広 告 費		319,600
					文 具 費		0
					食 糧 費		63,327
					休 泊 費		0
					雑 費		8,039
今 回 計				1,189,416	今 回 計		1,189,416
前 回 計				0	前 回 計		0
総 計				1,189,416	総 計		1,189,416
支出のうち公 費負担相当額	項 目				金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成				0円		
	ビラの作成				0円		
	ポスターの作成				0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成				0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成				0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成				0円		
	計				0円		

報告書受理年月日

令和6年11月7日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	黒 石 隆 太	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期 間	令和6年10月14日から 令和6年10月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	黒 石 隆 太					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		180,000
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
参政党長崎第1支部			733,139	選挙事務所費		30,000
参政党			302,280	集会会場費等		0
黒石隆太後援会			31,800	通 信 費		0
その他の寄附			0	交 通 費		0
その他の収入			0	印 刷 費		293,480
				広 告 費		546,939
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		1,800
今 回 計			1,067,219	今 回 計		1,052,219
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			1,067,219	総 計		1,052,219
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	下 條 博 文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年9月18日から 令和6年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	山 口 弘 和					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附			0	人 件 費		2,783,680
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
自由民主党長崎県第一選挙区支部			12,800,106	選挙事務所費		408,650
その他の寄附			0	集会会場費等		637,922
その他の収入			1,500,000	通 信 費		1,791,152
				交 通 費		875,094
				印 刷 費		1,958,270
				広 告 費		1,854,225
				文 具 費		58,263
				食 糧 費		447,015
				休 泊 費		0
				雑 費		145,371
今 回 計			14,300,106	今 回 計		10,959,642
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			14,300,106	総 計		10,959,642
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			490,700円		
	ポスターの作成			1,189,320円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			169,839円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			2,342,513円		
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	下 條 博 文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年11月13日から 令和6年11月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	山 口 弘 和					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
その他の寄附				家 屋 費		
その他の収入				選挙事務所費		
				集合会場費等		
				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
計			0円			
報告書受理年月日			令和6年11月19日			第 2 回 報 告 分

候補者氏名	西岡秀子	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期 間	令和6年10月1日から 令和6年11月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	高瀬宏子					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
(氏名・団体名)				(職業)		
(寄附額)				家 屋 費		
国民民主党長崎県第1区総支部				選挙事務所費		
国民民主党				集合会場費等		
日本造船協力集団政治連盟				通 信 費		
長崎県地区税理士政治連盟				交 通 費		
電気総連政治活動委員会				印 刷 費		
九州電力労働組合政治活動委員会				広 告 費		
山田 浩一朗				文 具 費		
茅野 丈二				食 糧 費		
植田 浩嗣				休 泊 費		
三丸 奈里				雑 費		
その他の寄附				1 件		
その他の収入				500,000		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
項 目				金 額		
選挙運動用通常葉書の作成				278,250円		
ビラの作成				490,700円		
ポスターの作成				921,536円		
選挙事務所の立札及び看板の類の作成				169,839円		
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成				214,404円		
個人演説会の立札及び看板の類の作成				204,770円		
計				2,279,499円		
報告書受理年月日			令和6年11月11日			第 1 回 報 告 分

候補者氏名	山 田 博 司	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期 間	令和6年10月7日から 令和6年11月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	山 田 博 司					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		1,052,500
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
山田ひろし博新会			3,500,000	選挙事務所費		43,871
日本維新の会			3,000,000	集合会場費等		287,496
その他の寄附	2 件		30,000	通 信 費		430
その他の収入			0	交 通 費		93,152
			0	印 刷 費		1,234,296
				広 告 費		2,215,783
				文 具 費		1,763
				食 糧 費		212,370
				休 泊 費		110,000
				雑 費		1,079,971
今 回 計			6,530,000	今 回 計		6,331,632
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			6,530,000	総 計		6,331,632
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,257,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 竜 祥	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年10月10日から 令和6年11月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	落 水 秀 和					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		933,000
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家 屋 費		
自由民主党長崎県第二選挙区支部			5,250,000	選挙事務所費		250,000
その他の寄附			0	集会会場費等		45,950
その他の収入			0	通 信 費		0
				交 通 費		140,532
				印 刷 費		2,176,039
				広 告 費		2,173,877
				文 具 費		0
				食 糧 費		314,670
				休 泊 費		594,060
				雑 費		80,600
今 回 計			5,250,000	今 回 計		6,708,728
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,250,000	総 計		6,708,728
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			490,000円		
	ポスターの作成			1,258,700円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			169,839円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			204,770円		
	計			2,615,963円		
報告書受理年月日		令和6年11月8日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	高 木 聡 子	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期 間	令和6年10月14日から 令和6年10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	高 木 聡 子					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		0
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
参政党長崎第2支部			629,740	選挙事務所費		24,000
参政党			481,030	集会会場費等		3,000
参政党長崎県連			250,000	通 信 費		11,200
有川 真智子		無職	72,000	交 通 費		161,636
その他の寄附			0	印 刷 費		472,230
その他の収入			0	広 告 費		758,100
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		2,604
今 回 計			1,432,770	今 回 計		1,432,770
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			1,432,770	総 計		1,432,770
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	山 田 勝 彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和6年10月2日から 令和6年11月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	山 田 圭					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附			0	人 件 費		318,860
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
立憲民主党			5,000,000	選挙事務所費		62,000
立憲民主党長崎県総支部連合会			1,000,000	集会会場費等		29,934
田中 實		会社代表	50,000	通 信 費		298,339
上野 孝幸		無職	30,000	交 通 費		341,716
内藤 兼人		会社代表	30,000	印 刷 費		1,762,448
その他の寄附		10件	105,000	広 告 費		479,430
その他の収入			300,000	文 具 費		3,631
				食 糧 費		158,536
				休 泊 費		61,000
				雑 費		96,179
今 回 計			6,515,000	今 回 計		3,612,073
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			6,515,000	総 計		3,612,073
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			490,700円		
	ポスターの作成			967,120円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			113,226円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			103,400円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			38,500円		
	計			2,205,600円		
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	山田勝彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和6年11月12日から 令和6年11月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	山田圭					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
0				0		
その他の寄附				家 屋 費		
0				選挙事務所費		
その他の収入				集会会場費等		
0				0		
				通 信 費		
				0		
				交 通 費		
				0		
				印 刷 費		
				0		
				広 告 費		
				530,740		
				文 具 費		
				4,591		
				食 糧 費		
				0		
				休 泊 費		
				0		
				雑 費		
				0		
今 回 計				535,331		
0				今 回 計		
前 回 計				535,331		
6,515,000				前 回 計		
6,515,000				3,612,073		
総 計				総 計		
6,515,000				4,147,404		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
計			0円			
報告書受理年月日		令和6年11月20日		第2回報告分		

候補者氏名	横 田 朋 大	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期 間	令和6年9月20日から 令和6年10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	横 田 未 佳					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
(氏名・団体名)				(職業)		
(寄附額)				家 屋 費		
日本維新の会				選挙事務所費		
日本維新の会衆議院長崎県第2選挙区支部				集会会場費等		
その他の寄附				通 信 費		
その他の収入				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
計			0円			
報告書受理年月日			令和6年11月6日			第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

26,493,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	井上 翔一郎	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期 間	令和6年10月1日から 令和6年11月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	井上 翔一郎					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		760,000
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家 屋 費		
日本維新の会			3,000,000	選挙事務所費		57,500
井上翔一郎後援会			557,500	集会会場費等		0
その他の寄附			0	通 信 費		440
その他の収入			0	交 通 費		77,134
				印 刷 費		2,714,713
				広 告 費		1,016,474
				文 具 費		5,042
				食 糧 費		50,084
				休 泊 費		37,980
				雑 費		622,180
今 回 計			3,557,500	今 回 計		5,341,547
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			3,557,500	総 計		5,341,547
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			527,450円		
	ポスターの作成			1,320,000円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			169,839円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			204,770円		
	計			2,714,713円		
報告書受理年月日			令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	金子容三	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年9月25日から 令和6年11月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊井忠義					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
(氏名・団体名)				(職業)		
自由民主党長崎県第三選挙区支部				家 屋 費		
その他の寄附				選挙事務所費		
その他の収入				集会会場費等		
				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			490,700円		
	ポスターの作成			247,563円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			330,000円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			213,400円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			22,000円		
計			1,581,913円			
報告書受理年月日		令和6年11月11日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	金子容三	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年11月13日から 令和6年11月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	伊井忠義					
収 入	円	支 出		円		
主たる寄附	0	人 件 費		0		
その他の寄附	0	家 屋 費				
その他の収入	0	選挙事務所費		344,080		
		集会会場費等		55,000		
		通 信 費		0		
		交 通 費		0		
		印 刷 費		26,300		
		広 告 費		271,700		
		文 具 費		0		
		食 糧 費		0		
		休 泊 費		0		
		雑 費		123,250		
今 回 計	0	今 回 計		820,330		
前 回 計	8,300,000	前 回 計		4,864,253		
総 計	8,300,000	総 計		5,684,583		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和6年11月19日			第 2 回 報 告 分

候補者氏名	金子容三	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年11月18日から 令和6年11月18日まで	第3回分
出納責任者氏名	伊井忠義					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
その他の寄附				家 屋 費		
その他の収入				選挙事務所費		
				集合会場費等		
				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
計			0円			
報告書受理年月日		令和6年11月25日		第 3 回 報 告 分		

候補者氏名	金子容三	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和6年11月22日から 令和6年11月28日まで	第4回分
出納責任者氏名	伊井忠義					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附	0			人 件 費	399,784	
その他の寄附	0			家 屋 費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通 信 費	132,366	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	0	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
				休 泊 費	0	
				雑 費	14,760	
今 回 計	0			今 回 計	546,910	
前 回 計	8,300,000			前 回 計	6,404,583	
総 計	8,300,000			総 計	6,951,493	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和6年11月29日			第4回報告分

候補者氏名	末次 精一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和6年10月8日から 令和6年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	末次 恭子					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		988,000
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
立憲民主党			5,000,000	選挙事務所費		829,940
その他の寄附			0	集会会場費等		49,000
その他の収入			0	通 信 費		30,420
				交 通 費		191,553
				印 刷 費		2,081,185
				広 告 費		1,099,628
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		36,830
				雑 費		116,953
今 回 計			5,000,000	今 回 計		5,423,509
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,000,000	総 計		5,423,509
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			262,500円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			1,160,000円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			201,300円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			330,000円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			2,429,800円		
報告書受理年月日		令和6年11月13日		第 1 回 報 告 分		

長崎県選挙管理委員会告示第24号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙（西海市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年4月20日執行 長崎県議会議員補欠選挙（西海市選挙区）
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,636,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川 口 豪 紀	所属党派	無所属	期 間	令和7年3月13日から 令和7年4月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	川 口 豪 紀					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		345,000
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家 屋 費		
川口ひでとし後援会			27,000	選挙事務所費		27,000
田崎 恵美子		無職	100,000	集合会場費等		0
東 良行		無職	50,000	通 信 費		1,740
山下 純一郎		無職	50,000	交 通 費		8,500
古川 健		会社役員	30,000	印 刷 費		1,037,840
永野 勤		個人事業主	30,000	広 告 費		958,396
田崎 博		無職	20,000	文 具 費		12,324
その他の寄附		10件	95,000	食 糧 費		178,998
その他の収入			1,200,000	休 泊 費		0
				雑 費		0
今 回 計			1,602,000	今 回 計		2,569,798
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			1,602,000	総 計		2,569,798
支出のうち公	項 目			金 額		
費負担相当額	ポスターの作成			914,160円		
	ビラの作成			123,680円		
	計			1,037,840円		
報告書受理年月日		令和7年5月5日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	田 川 正 毅	所属党派	無所属	期 間	令和7年4月11日から 令和7年4月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	田 川 正 毅					
収 入			円	支 出		円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人 件 費		225,000
橋本 稔		自営業	100,000	家 屋 費		
内堀 嘉之		会社役員	100,000	選挙事務所費		0
谷川 徹三		無職	50,000	集合会場費等		0
打田 昭子		会社員	30,000	通 信 費		3,370
岩本 利雄		無職	30,000	交 通 費		155,928
林田 好信		無職	30,000	印 刷 費		936,840
武宮 公美		会社員	30,000	広 告 費		60,000
中野 良雄		無職	30,000	文 具 費		10,816
田中 利明		無職	30,000	食 糧 費		77,089
谷川 信平		会社役員	20,000	休 泊 費		0
川原 好春		無職	20,000	雑 費		92,186
南部 義徳		無職	20,000			
長沼 鏡子		自営業	20,000			
その他の寄附		17件	145,000			
その他の収入			216,889			
今 回 計			871,889	今 回 計		1,561,229
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			871,889	総 計		1,561,229
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ポスターの作成			875,000円		
	ビラの作成			61,840円		
	計			936,840円		
報告書受理年月日		令和7年4月30日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	田 川 正 毅	所属党派	無所属	期 間	令和7年5月1日から 令和7年5月1日まで	第2回分
出納責任者氏名	田 川 正 毅					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附			0	人 件 費		0
その他の寄附			0	家 屋 費		
その他の収入			0	選挙事務所費		0
				集合会場費等		0
				通 信 費		0
				交 通 費		0
				印 刷 費		0
				広 告 費		247,500
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		0
今 回 計			0	今 回 計		247,500
前 回 計			871,889	前 回 計		1,561,229
総 計			871,889	総 計		1,808,729
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ポスターの作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和7年5月8日		第 2 回 報 告 分		

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施（公告）

令和7年度長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年7月1日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
保 育 士	県立こども医療福祉センター等における児童保育等の業務

2 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額が204,400円で、この他住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

3 受験資格

試験職種	受 験 資 格
保 育 士	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者（令和8年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

4 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和7年9月28日（日）

(3) 試験地

長崎市及び佐世保市

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年10月7日（火）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和7年11月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は、採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における「取得見込みの者」にあつては、令和8年3月31日までに取得できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島

支所含む。)・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は、令和7年7月28日（月）から8月15日（金）までとし、受付時間は8月15日（金）24時までとする。

9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施（公告）

令和7年度長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年7月1日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
一般事務	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教育事務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
林業 農業土木 土木 建築 電気	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

2 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額188,000円で、この他住居手当、通勤手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。（※交通局事務は、交通局の給与体系に基づき支給される。）

3 受験資格

次の(1)を満たす者で、その他各号に該当する者

(1) 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

(2) 日本国籍を有する者（「電気」を除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

4 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は次表のとおりとする。

試 験 職 種	試 験 種 目
一般事務・交通局事務・教育事務・警察事務	教養試験（五肢択一式）
林業・農業土木・土木・建築・電気	教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和7年9月28日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年10月7日（火）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和7年11月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は、令和7年7月28日（月）から8月15日（金）までとし、受付時間は8月15日（金）24時までとする。

9 拡大文字による試験等

試験職種「一般事務」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施（公告）

令和7年度警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年7月1日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

3 給与

給与は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和7年4月1日現在の長崎県の初任給月額高校卒で216,400円で、この他住居手当、通勤手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがあるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

4 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
警察官Ⅲ類 （男性）	長崎県	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。
	警視庁 （東京都）	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性	
	大阪府	平成4年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

5 第1次試験**(1) 試験種目**

教養試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和7年10月19日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和7年10月29日（水）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

6 第2次試験**(1) 試験種目**

人物試験（個別面接）、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

7 最終合格者発表

長崎県志望者については、令和7年12月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。他都府県志望者については、受験者に可否をそれぞれ書面で通知される。

8 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

9 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和7年7月28日（月）から8月15日（金）までとし、受付時間は8月15日（金）24時までとする。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施（公告）

令和7年度長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年7月1日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

3 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額が高校卒で216,400円で、この他住居手当、通勤手当、特例勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがあるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

4 受験資格

平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和7年10月19日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年10月29日（水）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

6 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

7 最終合格者発表

令和7年12月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

8 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

9 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和7年7月28日（月）から8月15日（金）までとし、受付時間は8月15日（金）24時までとする。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト